

農業関係補助事業のお知らせ



令和8年度の農業関係の補助事業を希望される方は申込みをお願いします。

★印のある補助金は 市公式LINEで補助金の申請ができます。

利用される方はメイン画面から「申請」を選択してください。

果樹・施設野菜

申込期限 5月8日(金)

●ふるさと農業応援事業（設備等導入支援）

補助内容 生産性向上等に要する設備等について補助

①簡易トイレの購入費、設置費用 ②作業場コンクリート舗装の整備費用 ③防犯カメラ購入経費★

補助率 1/3（各メニューに上限あり） / 対象者 果樹経営面積50a以上、特産果樹・施設野菜5a以上

果樹のみ

●果樹経営支援対策事業（令和9年春実施分） 市のかさ上げは事業メニュー毎に上限額100万円

補助内容

①優良品種・品種への改植・新植 15～73万円/10a（国）、市のかさ上げ1/4以内

りんご10aあたり概ね333本以上植栽する超高密植（多収型） 事業費の1/2以内（国）、市のかさ上げ1/8以内

②新植・改植後の未収益期間支援 22万円/10a

③排水路、園内道、かん水装置などの園地整備 事業費の1/2以内（国）、市のかさ上げ1/4以内

④伐採による廃園 8万円/10a ※申込年度は収穫まで行うことが条件

対象者 認定農業者、樹園地面積50a以上の農業者、認定新規就農者

●雪害に係る支援事業（令和9年春植え分）

補助内容

①同一品種への改植、一本単位の改植 17万円/10a（普通樹、もも、ぶどう）、33万円/10a（わい化）

②改植に伴う幼木の管理の取組を支援（未収益期間の支援） 22万円/10a

③被災樹体を活用しながらの漸進更新※ 15万円/10a（普通樹、もも、ぶどう）、32万円/10a（わい化）

※被災樹を残しつつ、補植を進める手法

対象者 認定農業者、樹園地面積が50a以上の農業者、認定新規就農者

必要書類 ①実施園地植栽図（任意様式） ②被害樹の写真

●ふるさと農業応援事業

苗木助成★ 令和9年3月20日までに納品および支払いが完了する苗木（台木を含む）の購入経費（台木、品種指定なし）を補助 ※ただし、果樹経営支援対策事業および雪害に係る支援事業にて補助対象となる苗木は除く

補助率 1/3以内（上限700円/本・100本まで） / 対象者 市内農業者

人工交配機器等購入支援 花粉交配機器及びアタッチメント機器の購入経費を支援

補助率 1/3 対象者 市内農業者

ネット張替支援 果樹園の防風ネット張替費用を補助

補助率 1/3以内 / 対象者 果樹経営面積50a以上

●特産果樹産地育成・ブランド確立事業

支柱・樹棚、雨よけハウスの整備に係る経費を補助

補助率 1/3以内（上限あり） / 対象者 認定農業者、認定新規就農者、営農集団など

野菜・花き

申込期限 5月8日(金)

●野菜等産地力強化支援事業

パイプハウス、省力化・高品質化を目的とした機械の導入に係る経費を補助。

補助率 1/4以内

対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業法人など



●新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金)

新規就農する方に、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付

①経営開始資金(国)

対象者 認定新規就農者(49歳以下)

支援額 165万円/年×最長3年間

②経営開始資金(市)

対象者 認定新規就農者(50歳以上60歳以下)

支援額 50万円/年×最長3年間

■主な要件

- ・認定新規就農者
- ・地域計画に位置付けられていること
- ・前年の世帯所得が600万円以下であること
- ・世帯に市税等の滞納がないこと

●新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業)

就農後の経営発展のため、機械・施設などの導入経費を支援

①経営発展支援事業(通常枠)

対象者 49歳以下の認定新規就農者

内容 機械・施設等の導入

支援額 補助上限750万円(経営開始資金の交付対象者は補助上限375万円)

補助率 3/4

②経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠)

対象者 49歳以下の認定新規就農者または認定農業者

内容 A 機械・施設等の導入

B 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

支援額 補助上限900万円

補助率 A 3/4

B 1/3

その他 経営開始資金との併用は不可

■主な要件

共通

- ・地域計画に位置付けられていること
- ・世帯に市税等の滞納がないこと

通常枠

- ・令和7年度以降に経営を開始した者

地域計画早期実現支援枠

- ・令和5年度以降に経営を開始または継承した者
- ・青色申告を行うこと

●スマート農業導入支援事業

①農業用ドローン

補助率 30%以内 上限額80万円

対象者 JA水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

②ドローンの技能認定

補助率 50%以内 上限額10万円

対象者 JA水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

③ロボット草刈機、ラジコン草刈機

補助率 30%以内 上限額30万円

対象者 認定農業者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画において定められている「担い手」の要件を満たす者

④自動操舵装置など

補助率 30%以内 上限額30万円

対象者 認定農業者または認定新規就農者

⑤Ntrip方式、VRS方式に要する専用受信端末

補助率 30%以内 上限額10万円

対象者 認定農業者、認定新規就農者、JA水稲連に所属する生産組織



その他

●農業経営法人化支援事業 (法人設立補助金、社会保険料等補助金)

●グリーン・ツーリズム推進事業

●農業機械オペレーター養成支援事業

●りんご共済加入促進事業

●農業収入保険制度加入促進事業

事業ごとに補助対象要件や申込期限が異なりますので、詳細はQRコードからご確認いただくか、農林課までお問合せください。

